

平成17年11月11日

各位

会社名 オエノンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長井幸夫
(コード番号 2533 東証・大証・名証第一部、札証)
問合せ先 取締役コーポレートコミュニケーション室長
高木 祥人 (TEL 03-3575-2777)

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成17年11月11日開催の取締役会において、130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

- 社債の名称 オエノンホールディングス株式会社130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 社債の発行価額 額面100円につき金100円
- 新株予約権の発行価額 本社債に付される新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)は無償にて発行する。
- 新株予約権の発行価額の算定理由(無償の理由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅する。かかる本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、さらに本新株予約権の理論的な経済価値と、本新株予約権が付されそれと一体化した本社債としての利率(上限年0.1%)、発行価額、その他の発行条件により当社が得る理論的な経済的価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。
- 払込期日 平成17年11月30日(水)
- 募集に関する事項
 - 募集の方法 一般募集
 - 発行価格(募集価格) 額面100円につき金102.5円
 - 募集開始日 平成17年11月22日(火)
 - 申込期日 平成17年11月29日(火)
 - 引受証券会社 大和証券エスエムビーシー株式会社(代表)及びみずほインベスターズ証券株式会社を幹事会社とする引受シンジケート団
 - 申込取扱場所 引受証券会社の本店及び国内各支店
- 新株予約権に関する事項
 - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求にかかる本社債の発行価額の総額を本項第(3)号に定める転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計4,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。
 - 行使時の払込金額及び転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、平成17年11月21日(月)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、日本証券業協会が定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

による需要状況の結果等を考慮し、同日に 107%から 108%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とする。計算の結果 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切上げる。なお、上記の方式により決定される値が 107%を下回るとき、または転換価額が 340 円を下回るときは、本社債の発行を中止する。

- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由
本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、本項第(3)号記載の方式による需要状況の結果等に基づき、平成 17 年 11 月 21 日(月)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 107%から 108%の範囲内で決定される値を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切上げるものとした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入額
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の資本組入額は本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (6) 行使請求期間
本社債の社債権者は、平成 18 年 1 月 4 日から平成 21 年 11 月 27 日(第 8 項第(7)号ニ、またはヘ.に定めるところにより、平成 21 年 11 月 27 日以前に本社債が償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日)までの間(以下、「行使請求期間」という。)、いつでも本新株予約権の行使を請求すること(以下、「行使請求」という。)ができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。
- (7) 行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の一部につき行使請求することはできない。
- (8) 転換価額等の調整
当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する(以下、本項により調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。)。次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数(ただし、当社の有する当社普通株式を控除した数とする。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (9) 代用払込に関する事項
商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。
- (10) 消却事由及び消却の条件
当社が第 8 項第(7)号ニ、またはヘ.により本社債を繰上償還する場合においては、本新株予約権の全部を同時に無償で消却する。
- (11) 行使によって交付された株式の配当起算日
行使請求により交付された当社普通株式の利益配当金については、1 月 1 日に当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 行使請求受付場所
名義書換代理人事務取扱場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (13) 行使請求取次場所
株式会社みずほ銀行、株式会社北洋銀行、大和証券エスエムビーシー株式会社、大和証券株式会社、みずほインバスターズ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 金 40 億円
- (2) 各社債券の金額 金 100 万円の 1 種
- (3) 社債の利率 未定(年 0.0%を仮条件とする。)
- 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 17 年 11 月 21 日(月)に決定する。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 利払期日及び利払方法

- イ. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成17年12月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年12月31日にその日までの分を支払う。
- ロ. 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは、前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ハ. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1か年の日割をもってこれを計算する。
- ニ. 償還期日後は利息をつけない。
- ホ. 第1回の利息支払期日までに本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。
- ヘ. 第1回の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。

(5) 償 還 期 限 平成21年11月30日(月)

(6) 償 還 価 額 額面100円につき金100円

ただし、繰上償還の場合は、本項第(7)号ニ.またはヘ.に定める価額による。

(7) 償 還 の 方 法

- イ. 平成21年11月30日に本社債の総額を償還する。ただし、本社債の買入消却及び繰上償還に関しては本号ハ.ないしト.に定めるところによる。
- ロ. 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ハ. 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は当該本社債に付された本新株予約権につき、その権利を放棄する。かかる場合、当該本新株予約権は消滅する。
- ニ. 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の総額を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

償還の行われる日	償還金額
① 平成17年12月1日から平成18年11月30日まで	額面100円につき金103円
② 平成18年12月1日から平成19年11月30日まで	額面100円につき金102円
③ 平成19年12月1日から平成20年11月30日まで	額面100円につき金101円
④ 平成20年12月1日から平成21年11月27日まで	額面100円につき金100円

- ホ. 当社が、本号ニ.の規定により本社債を繰上償還しようとするときは、当社は当該償還期日の少なくとも2か月前に書面により繰上償還しようとする旨その他必要な事項を社債管理会社に通知し、かつ当該償還期日の少なくとも1か月前に償還に必要な事項及び本新株予約権の消却に必要な事項につき公告を行う。
- ヘ. 130%コールオプション条項
当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額(第7項第(3)号に定める転換価額とする。ただし、転換価額が第7項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)の130パーセント以上であった場合、平成20年12月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の総額を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

ご 注 意 : この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ト. 当社が、本号へ.の規定により本社債を繰上償還しようとするときは、当社は本号へ.に定める20連続取引日の最終日から7日以内に書面により繰上償還をしようとする旨その他必要な事項を社債管理会社に通知し、本号へ.に定める20連続取引日の最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ1か月以上2か月以下の期間内に償還に必要な事項及び本新株予約権の消却に必要な事項につき公告を行う。
- チ. 当社は、本号ニ.またはへ.の場合を除き、本新株予約権の消却を行わない。
- リ. 当社は、本号ニ.の規定により繰上償還を行う場合で、本号ホ.に定める公告を行った後、または本号へ.の規定により繰上償還を行う場合で、本号ト.に定める公告を行った後は、これを取消すことはできない。
- (8) 社 債 券 の 様 式 無記名式利札付とする。
- (9) 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
- (10) 財 務 上 の 特 約 「担保提供制限」、「担附切替」、「子会社株式の維持」、「利益維持」及び「保証予約」が付されている。
- (11) 取 得 格 付 BBB(株式会社日本格付研究所)
- (12) 社 債 管 理 会 社 株式会社みずほ銀行(代表)及び株式会社北洋銀行
- (13) 元 利 金 支 払 場 所 株式会社みずほ銀行、株式会社北洋銀行、大和証券エスエムビーシー株式会社、大和証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社
- (14) 登 録 機 関 株式会社みずほ銀行
9. 社債と新株予約権の非分離 商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 保管振替機構への同意 平成17年11月11日同意書提出。
11. 本社債の利率を年0.0%とする場合は、第8項第(4)号の「利払期日及び利払方法」については削除し、第8項第(8)号の「社債券の様式」は「無記名式」とし、第8項第(13)号の「元利金支払場所」は「償還金支払場所」と読替える。
12. その他本社債発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
13. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

本社債の手取概算額 3,970,000 千円は、1,359,000 千円を子会社である合同酒精株式会社への融資に、1,884,000 千円を子会社である福德長酒類株式会社への融資に、残額を借入金返済にそれぞれ充当する予定であります。

当該融資資金のうち合同酒精株式会社への融資 1,359,000 千円については同社酵素医薬品工場、旭川工場及び清水工場の設備資金に充当する予定であります。また、福德長酒類株式会社への融資 1,884,000 千円については1,492,000 千円を同社久留米工場の設備資金に、残額を同社葦崎工場等の設備更新資金に、それぞれ充当する予定であります。

なお、有価証券報告書(第98期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は平成17年10月31日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
合同酒精 株式会社	酵素医薬品工場 (青森県八戸市)	酵素医薬品	第二精製棟、 発酵設備、排 水処理設備他	2,000,000	1,164,487	調達資金 及び借入金	平成15年 9月	平成17年 12月	生産数量 増加
	旭川工場 (北海道旭川市)	酒類	酒類製造設備	700,000	—	調達資金 及び借入金	平成18年 1月	平成19年 12月	生産数量 増加
	清水工場 (静岡県静岡市)	酒類	倉庫関連設備	1,000,000	—	調達資金 及び借入金	平成18年 1月	平成19年 12月	物流能力 増強
福德長酒類 株式会社	久留米工場 (福岡県久留米市)	酒類	酒類製造設備	1,492,000	—	調達資金	平成18年 1月	平成18年 12月	生産数量 増加

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 既支払額には支払手形によるものを含んでおります。

3 合同酒精株式会社の酵素医薬品における設備の内容のうち、排水処理設備は同社敷地内の八戸工場(酒類設備)と共用します。

4 上記調達資金は今回の転換社債型新株予約権付社債発行に伴う手取金であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

グループ会社の新規設備資金、設備更新資金及び借入金の返済に充当することにより、今後の業績向上に寄与するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要政策の一つとして位置づけております。この政策の下、当社の業績、連結決算の状況、配当性向、適正な内部留保額、中長期的な収益状況などを総合的に勘案しながら、継続的・安定的な配当を行い、かつ中期的には配当金を漸増させていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に基づき、当期の配当金につきましては前期に比較し1株当たり2円増額し、7円とさせていただきますことを予定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、財務体質強化のほか、コスト競争力強化や生産能力増強のための設備投資など将来の事業展開に備えた資金需要に充当してまいります。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

(単体)	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
1株当たり当期純利益	5.58円	2.06円	6.89円
1株当たり年間配当金	5.00円	5.00円	5.00円
実績配当性向	89.60%	242.72%	72.60%
株主資本利益率	2.21%	0.84%	2.75%
株主資本配当率	1.98%	2.07%	2.12%

(注) ① 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。

② 各決算期の1株当たり当期純利益の数値は発行済株式数から自己株式数を控除して計算しております。

③ 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の1株当たり年間配当金を当該決算期間の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

④ 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益金額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

⑤ 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

⑥ 平成15年12月期から、1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在普通株式による希薄化情報等

潜在株式による希薄化は発生しないため記載しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

	公募増資による 新株式発行	第三者割当による 新株式発行 (オーバーアロットメントによる 売出しに関連して行う 第三者割当増資)	公募増資による 新株式発行	第三者割当による 新株式発行 (オーバーアロットメントによる 売出しに関連して行う 第三者割当増資)
発行新株式数	3,700,000株	800,000株	8,000,000株	1,000,000株
払込期日	平成15年10月24日	平成15年11月28日	平成16年9月16日	平成16年10月20日
発行価額	229.50円	229.50円	237.10円	237.10円
発行総額	849,150,000円	183,600,000円	1,896,800,000円	237,100,000円

② 過去3決算期間の株価の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始 値	216円	198円	234円	271円
高 値	261円	343円	330円	420円
安 値	186円	190円	221円	268円
終 値	200円	229円	268円	391円

(注) 平成17年12月期の株価については、平成17年11月4日現在で表示しております。

ご 注 意 : この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

③ 過去3 決算期間の株価収益率及び株主資本当期純利益率の推移

(単体)	平成 14 年 12 月期	平成 15 年 12 月期	平成 16 年 12 月期
株 価 収 益 率	35.8 倍	111.2 倍	38.9 倍
株主資本当期純利益率	2.21%	0.84%	2.75%

(注) ① 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

② 株主資本当期純利益率は、当該決算期間の当期純利益金額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上